

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 最近の国際的な水産資源の保存及び管理のための措置の強化並びに排他的経済水域等（我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに大陸棚（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第二条に規定する大陸棚をいう。）における水産資源の減少に伴う水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の著しい変化に即応して行われる水産加工品の製造若しくは加工のための施設の改良、造成若しくは取得（その利用のための特別の費用の支出及びその利用に関する権利の取得を含む。）又は新たな水産加工品若しくは水産加工品の新たな製造若しくは加工の技術の研究開発若しくは利用（これらのために施設を改良し造成し若しくは取得し若しくは特別に費用を支出して行うもの又はこれらの利用に関する権利を取得するものに限る。）で食用水産加工品の安定的な供給の確保の必要性及び水産加工品の原材料の供給事情又は利用状況の地域特性を考慮して政令で定める要件に該当するものに必要な長期かつ低利の資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものについては、次項の規定により定められる貸付けの条件に従い、農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、水産加工業を営</p>	<p>1 最近の国際的な水産資源の保存及び管理のための措置の強化に伴う水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の著しい変化に即応して行われる水産加工品の製造若しくは加工のための施設の改良、造成若しくは取得又は新たな水産加工品若しくは水産加工品の新たな製造若しくは加工の技術の研究開発若しくは利用（これらのために施設を改良し造成し若しくは取得し若しくは特別に費用を支出して行うもの又はこれらの利用に関する権利を取得するものに限る。）で食用水産加工品の安定的な供給の確保の必要性及び水産加工品の原材料の供給事情又は利用状況の地域特性を考慮して政令で定める要件に該当するものに必要な長期かつ低利の資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものについては、次項の規定により定められる貸付けの条件に従い、<u>国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫は、それぞれ、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条及び中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）第十九条に規定する業務の一部として貸付けを行い、農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、水産加工業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、貸付けの業務を行う</u></p>

む者又はこれらの者の組織する法人に対し、貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定める。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第十二条の第二項第一号、第二十九号、第三十条第一項及び第三十五条第三号の規定の適用については、同法第十二条の第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号。以下「臨時措置法」という。）又はこれらの法律」と、同法第二十九号及び第三十条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は臨時措置法」と、同法第三十五条第三号中「第十八条の三まで」とあるのは「第十八条の三まで及び臨時措置法第一項」とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、平成二十年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。

ことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫がそれぞれ定める。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第十二条の第二項第一号、第二十九号、第三十条第一項及び第三十五条第三号の規定の適用については、同法第十二条の第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号。以下「臨時措置法」という。）又はこれらの法律」と、同法第二十九号及び第三十条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は臨時措置法」と、同法第三十五条第三号中「第十八条の三まで」とあるのは「第十八条の三まで及び臨時措置法第一項」とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、平成十五年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。